

会議録

名称	令和2年度第2回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和2年7月13日（月）午後2時から午後4時まで
会場	目黒区総合庁舎本館1階E会議室
出席者	（委員）浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、河野、川原、橋本、斉藤、かいでん、山田、深山、荘島、塩月、上田、佐藤、中野、 （区側）企画経営部長、広報課長、情報課長、国保年金課長、健康推進課長、感染症対策課長
傍聴者	1人
配付資料	<事前配付資料> 諮問事項の資料 <席上配付資料> 報告事項の資料 前回答申文 諮問文 座席表、審議会委員名簿（第16期）
会議次第	1 区からの委嘱 2 会長あいさつ 3 諮問事項 （1）内部情報システム及び人事給与システムのクラウド化に伴う個人情報の取扱いについて （2）出入国在留管理庁からの外国人材の入国・離職情報の提供に係る経由業務の委託に伴う個人情報の取扱いについて （3）オンライン資格確認等に関する業務の委託に伴う個人情報の取扱いについて （4）新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査事業委託に伴う個人情報の取扱いについて （5）新型コロナウイルス感染症の帰国者フォローアップシステムの利用に係る個人情報の取扱いについて

	<p>(6) 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) の導入に伴う電子計算組織の外部結合について</p> <p>4 報告事項</p> <p>(1) 令和元年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について</p> <p>(2) 個人情報が記録されたUSBメモリの紛失について</p> <p>5 その他</p>
<p>発言の記録</p>	<p>別紙のとおり</p>

<令和2年度第2回審議会発言記録>

1 区からの委嘱

会長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和2年度第2回目黒区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>本日の審議会は、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、マスクを着用したまま行わせていただきます。</p> <p>また、説明者は、いつもでしたら後ろに控えているんですけども、今日は完全に入替え制という形で実施をいたします。</p> <p>なお、会議時間は、午後4時、16時までとなっております。この後、この会議室は別の会議体が使用することになっているということですので、感染症対策で使用できる会議室が限られていることもありますし、度々、会議を開くわけにもいきませんので、迅速な会議の進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日、傍聴人は。</p>
区側	<p>1名です。</p>
会長	<p>傍聴人は、本日、1名いるということでございますので、ご承知おきください。</p> <p>議事に入る前に、次第の1、区からの委嘱について、事務局から説明をお願いいたします。併せて、出席状況等についてもお願いいたします。</p>
区側	<p>それでは、事務局からご報告いたします。</p> <p>委員の改選ですけれども、5月26日付で、区議会選出の委員の皆様につきまして、区長より新たに委嘱されました。</p> <p>また、目黒区立中学校PTA連合会選出の委員につきましては、5月8日付で辞職の申出がありましたので、同連合会より新たな委員の推薦をいただきまして、区長から委嘱をさせていただきます。</p> <p>公募区民選出の委員につきましては、2月7日付で辞職の申出がありまして、解職の手続をいたしました。なお、委員の後任ですが、補欠の方に就任を依頼しましたが、辞退の申出がありまして、その方以外に別の方がおりませんでしたので、欠員となっております。</p> <p>その結果、現在の当審議会の人数は20名となっております。</p> <p>それでは、新たな委員の皆様につきまして、私からご紹介をさせていただきます。お手元の第16期委員名簿をご覧ください。</p> <p>(各委員紹介)</p>
区側	<p>以上が新たな委員でございます。</p> <p>本日の出席状況ですが、1名から欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>当審議会の委員は、先ほどご説明したとおり20名となっております。定足数ですが、過半数の11名となりますので、本日の出席人数は18名ですので、定足数の11名を満たした状況となっております。</p> <p>それでは、引き続き事務局職員等について紹介をさせていただきます。</p> <p>(事務局紹介)</p>

区側	<p>なお、目黒区では、5月1日から10月31日まで、夏季における軽装化を実施しております。原則として、上着、ネクタイは着用しておりませんので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>事務局からの説明は以上になります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>

2 会長あいさつ

会長	<p>本日は、お忙しい中、皆様、ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>本日の審議会、対面で開催するのは初めてでございますが、既に第1回を書面で開催いたしましたので、今回が第2回という形になってございます。</p> <p>新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、審議会の運営について改めてご確認いただきたいことをお伝えいたします。</p> <p>審議会の運営についてご確認いただきました中で、守秘義務というものがございます。委員は、職務上、知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とするということでございますので、いま一度、ご確認いただきたいと思っております。</p> <p>本審議会は、区として意思決定の過程にある事業等の個人情報の取扱いを審議しております。仮に、審議会資料について行政情報の開示請求がありましても、区としては情報公開条例第7条第3号エに基づき不開示とするものです。また、情報セキュリティ保護の観点からも、審議会で配付された資料を公表することはお控えください。審議の内容等を審議会以外の場でお話になったり、ご自身のホームページで公開したり、SNSで投稿したり、拡散することは守秘義務違反になりますので、厳に慎んでいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>最後に、審議に当たりまして、一言お願いを申し上げます。今日、2時間で、審議事項6項、報告事項2項と、非常に盛りだくさんになってございます。限られた時間の中で行わなければなりませんので、また、次の会議も詰まっておりますので、なるべく多くの御意見をいただきたいとは思いますが、各委員の発言は、審議事項について明瞭かつ簡潔にお願いいたします。当然のことですが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願いいたします。どうぞよろしくようお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。</p>
区側	<p>では、着座にて失礼いたします。</p> <p>事前にお送りした資料は、審議会資料1から5と、追加でお送りした審議会資料11でございます。審議会資料11ですけれども、申し訳ございません、差し替えがございます。審議会資料11の4枚目、別紙2でございます。変更箇所は、右下の四角囲みのフロー概略でございます。差し替え資料は、本日、席上に配付しておりますので、大変お手数ですが、差し替えをお願いいたします。</p> <p>あと、本日、席上に配付いたしました資料ですけれども、審議会資料6と7、こちらは報告事項の資料です。審議会資料8につきましては令和元年度第6回の答申文、審議会資料9につきましては令和2年度第1回の答申文でございます。審議会資料10ですけれども、こちらは本日の諮問文でございます。最後に、座席表と名簿がございます。</p> <p>もし、不足等がございましたら、お知らせいただけますでしょうか。大丈夫ですか。</p> <p>では、資料の確認は以上でございます。</p>

3 諮問事項

(1) 内部情報システム及び人事給与システムのクラウド化に伴う個人情報の取扱いについて

会長	<p>それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。説明や質問、回答につきましては簡潔にお願いいたします。</p> <p>次第の3、諮問事項(1)内部情報システム及び人事給与システムのクラウド化に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。</p>
区側	(資料により説明)(約11分)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。</p>
委員	<p>この内容に関しまして、コストが書かれていないんですけれども、まず取り入れた運用コスト、運用のランニングコストについてお聞きします。</p> <p>またプロポーザルによる事業者選定ということですが、これは事業者が決定した時点で、審議会開催前であっても報告があるのかどうかお聞きします。</p> <p>9ページに書かれております主なデータセンターの要件ですが、基準が非常に曖昧だと感じるんですが、これはもう既に決定したものなののでしょうか。それとも、これからもっと詳細を詰めていくものなのかどうか、教えてください。</p>
区側	<p>それでは、順次、お答えします。</p> <p>初めのコスト面ですが、大変申し訳ありません、今、事業者からの情報提供依頼、RFIというものを実施しているところですが、それに基づいて予算を算定するなどの手続に入りたいと考えておまして、具体的な金額については未定というところでございます。</p> <p>次に、事業者の決定のご報告でございますけれども、こちらについてはプロポーザル、事業者が決定いたしましたら、ホームページのほうで公表することとしておりますので、そちらをご覧くださいと存じます。</p> <p>続きまして、データセンターの要件でございますが、確かにTierと呼ばれるものは一定の水準を満たすものでございまして、その中で事業者ごとに様々な改良があるものかと考えられます。その中で、最適な事業者を選定するためにプロポーザルを実施しまして、さらに、この枠組みの中でよい点をアピールできる事業者を選定していくと、そういう予定でございます。</p>
委員	<p>最後の主なデータセンターの要件なんですけれども、いろいろあると思いますけれども、例えば地震や火災というような条件が入っておりますが、今は水害も非常に大きく被害の中に入ってくると思います。例えばその水害に関する事とか、震度7の地震でも致命的な被害を受けないというようなある程度、もう少し具体的な要件を示して選定するべきだと思いますが、いかがでしょうか。</p>
区側	<p>要件の関係でございますけれども、まず、データセンターの要件で申しますと、こちら地震や火災に対して一般建物よりも高いレベルと記載してございますが、水害等の可能性など</p>

も考慮して選定することとしたいと考えております。

また、委員のご指摘なども踏まえまして、さらにきちんとした管理ができるよう、詳細などは詰めてまいりたいと考えております。

委員 単なる意見なので、別にこれに対して反対とかいうことではないんですけれども、目的の中の3番目にセキュリティレベルの向上と書いてあって、高い安全性が確保される外部のデータセンターで情報管理すると、こういう形になっていますが。何かそういうことを強調されると、区の中で管理しているものは、あたかもセキュリティのレベルが低いかのように思われてしまうというところで、言い方とか、そういう点に関しては少し注意したほうがいいのかなと申し上げたいと思います。もちろん、区のほうでも、区自体で管理するものに関しても、セキュリティは安全なんだということも言っていたきたいと思います。

区側 少しよろしいでしょうか。まず、先ほどご説明のとおり、人事給与システムに関しては、現在、この庁舎の中にサーバがございます。なので、この庁舎は誰もが立ち入りできる開かれた庁舎であるということはすばらしいところだとは考えておりますけれども、通常、Tier 3のデータセンターですと、基本的に外部の方は立入禁止ということになります。そういった面でのセキュリティは、どうしても専門のところには、私どもとしても十分な管理は尽くしておりますけれども、課題があるということで、専門のデータセンターを活用することを考えております。表現の方法につきましては工夫してまいりたいと存じます。

会長 どうぞ。

委員 ちょっと今後の予定を含めて、私の認識が違うのかもしれませんが、1ページ目の1、経緯のところ、真ん中の辺りですね。「令和4年度から5年度にかけて、システム更改にあわせてクラウド化を行う」とあります。5ページ目の8、今後の予定では、令和3年4月から令和4年8月にシステム構築・テスト・データ移行、令和4年9月にクラウドサービス利用開始となっているんですが、1ページ目と5ページ目の予定の違いというのはどういうふうに理解するのでしょうか。

区側 お答えいたします。このシステム、かなり大規模なシステムになりますので、着手してから構築できるまでに相当の期間を要するものでございます。したがって、令和3年度中に着手しまして、構築して、実際に稼働して、更改できるのが令和4年9月という予定であります。

委員 1ページ目に書いてある「令和4年度から5年度にかけて、システム更改にあわせてクラウド化を行う」というのが違うということ？

区側 ご説明、足りなくて申し訳ございません。令和4年から5年にかけて、今、使っているハードウェアの部分が機器のリース等の限界を迎えまして、さらにそれに合わせて構築して、システムを更新していくことに伴いまして、その環境を整備するのが令和4年以降ということになりまして、それに合わせてアプリケーションの構築などは令和3年中から着手いたしまして、令和4年以降に実装していくと、そういう予定であります。

委員 そうすると、ハード面を含めて、全ての改修とか、利用が完全に行われるのは5年度にか

けてということですね。

区側 令和4年度中に、人事給与システムと庶務事務システム、それから、ちょっとこちらには記載しておりませんが、令和5年度に至って、文書管理、財務など、その他の内部情報システムの更改を予定しております。

委員 はい、分かりました。

委員 6の(1)イの運用保守のところ、「人事給与システムのクラウド化に伴うリモート接続による運用保守業務（人事給与はすでに委託している運用保守に、新たな内容を追加するものである）」という話ですけれども、人事給与システムをクラウドに持っていきますと、現在の人事給与システムの運用保守の一部についてはもう委託されているんですか。新たな内容というのはどのような、特に個人情報に関わる管理、運用保守の中でも運用保守の委託業者が個人情報を取り扱うこともあるのかどうか、これについてもちょっとご説明いただけたら。

区側 まず初めに、人事給与システムの委託の状況でございますけれども、通常、人事給与システムは職員しか触らないシステムではございますけれども、何らかの障害が発生した場合、どうしても障害の原因の追及だとか、対応のために、個人情報の取扱いは現在でも委託しているものでございます。ただし、現在は事業者のSEがこちらにお見えになって業務をやっているものを、今度はサーバが庁舎にはありませんので、データセンターのほうに直接アクセスをしていただくという意味で、そういう直接アクセスをするという新たな委託の対応が発生いたしますので、今回、お諮りしているものでございます。

委員 ということは、あれですか、現在やっているのは、何か緊急事態が発生した場合はSEの方がこちらにいらっしゃって、それをメンテしていくんだと。今後は、緊急事態が発生した場合に限って、ここに来なくてもクラウド上といいますか、向こうのシステムからアクセスしてできるようになるということでございますか。

区側 はい、おっしゃるとおりでございます。

委員 例えば、そこにアクセスする権限は緊急事態だけ、以前の場合は庁舎に来てやっていたから、庁舎の管理下でやっていたと思うんですけれども、今後—の例えば緊急事態、もしくは悪いことを考えれば緊急事態でなくても、それにアクセス権限はできないのか。その辺の縛りは、どのように考えられているのでしょうか。

区側 基本的に、そこに関しては、私どもと事業者の間の契約によって縛るということを考えておまして、そのために特記仕様書の案をお付けしているものでございます。

委員 すみません、ちょっと聞き取れなかった。

区側 事業者との間を拘束するのは、やはりその場で人間が見るわけにはいきませんので、基本的には契約の中で事業者を拘束していくという形を取るようになるものでございます。

委員 ということは、基本的には新たな内容を追加するというのは、別に運用における細かい、

多分、今までシステムの方が、庁舎の処理システムのかたが担当していたと思うんですけども、それまでも委託するというのではなくて、今までやっていた緊急事態の対応を、保守、メンテを、現場に来ることから、現場というか庁舎に来ることから、リモートに変えると、そういう認識でよろしいのでしょうか。

区側 はい、おっしゃるとおりでございます。

委員 分かりました。

会長 皆様、よろしいでしょうか。はい。

委員 諮問のところで、制度的に教えてもらいたいんですけども、人事給与制度については特定個人情報である個人番号を扱うことになる。そうすると、この諮問の必要性であるように、個人情報保護条例の第17条のただし書があると、個人情報については、審議会の意見を聞いて電子計算組織ほかの結合ができるという仕組みですけども、特定個人情報については第17条の適用除外になっているという制度ですよね。とすると、特定個人情報についてはそもそも結合してはいけないのか。それとも、結合してもいいけれども、別に審議会の意見を聞かなくてもいいという制度なのか、ちょっとそこだけ教えていただけますか。

区側 今、確認をしておりますけれども、委員おっしゃるように、特定個人情報の条例につきましては結合を絶対禁止しているわけではございません。そういう意味で、住基ネットそのものが結合で成り立っているものでございますので、結合禁止規定は通常の個人情報保護条例の第17条での禁止だと、特定個人情報の条例については結合は禁止していない、その違いです。委員のおっしゃるとおりでございます。

今、事務方にその規定の再確認させておりますので、ちょっとお時間いただければと思います。

委員 多分、今、部長の御説明のとおりかと思うので、そうすると、今回の諮問の必要性にあるように、特定個人情報の結合については本審議会の諮問の対象外であると、そういうことにつながるのかなと思います。

区側 おっしゃるとおりでございます。ただ、結合する部分の中で、特定個人情報以外のものも、特定個人情報ではない個人情報もありますので、そういうやり取りの中では、広く網かけをした上で諮問させていただいているということでご理解いただければと思います。

区側 すみません、説明よろしいでしょうか。

区側 外部結合の適用除外については、再三にわたり委員からもご質問があったと思いますけれども、ちょっとその辺の整理が、明確なものを今まで示していないところがあると思います。当初、特定個人情報の条例をつくったときに、いわゆる行政手続上から添付書類を省略するために、ほかの関係自治体と住民票ですとか、税金の情報をやり取りするための情報提供ネットワークシステムという仕組みがあるんですけども、そのことを想定して条例の方は構成しておりまして、適用除外の規定を設けていたかと思っておりますけれども、いろいろ事務が進んでいく中で様々な結合案件が出てきました。そうしますと、必ずしも情報提供ネットワー

	クシステムという決まった結合方法以外の結合もあり得るということで、審議案件に応じて外部結合案件ということでも諮っておいたほうがいいのかという解釈の下で進めていたと思います。この辺につきましては、今後、改めて整理が必要なものと、こちらのほうでは認識しております。
委員	制度的な不備ということですね。分かりました。
会長	よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
会長	一応、反対の方、挙手をお願いいたします。 確認をお願いいたします。
区側	賛成17名、反対0名でございます。
会長	賛成17名、反対0名でございましたので、本諮問については承認といたします。

(2) 出入国在留管理庁からの外国人材の入国・離職情報の提供に係る経由業務の委託に伴う個人情報の取扱いについて

会長	続きまして、諮問事項(2) 出入国在留管理庁からの外国人材の入国・離職情報の提供に係る経由業務の委託に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約8分)
会長	ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。 はい、どうぞ。
委員	3つ質問、確認させてください。 資料2-4のフローを見てみますと、先ほど定期的に情報が送られてくるということだったんですけども、求めなくても自動的に来るかどうかの確認です。 2つ目ですけども、この情報を得て目黒区が何をやるかということですけども、例えば技能実習生の方が離職した場合、生活保護などの積極的なアウトリーチということも含めた対応がされることはあるのかどうかということです。 3つ目ですけども、こういった技能実習生の方が来日された中でも、パスポートを取り上げられたりして、時給300円とか、残業代未払いで低賃金とか、仕事にけがをしても病院に連れていかない、労災を認めないなどという事業者も実際にいることから、国保加入を促進するときに、母国語で国民健康保険の制度とか、仕組み、使い方などをきちんと説明されるのかどうか、ちょっと確認させてください。
区側	れでは、ご質問についてお答えいたします。3点いただきました。 1点目、情報が送られてきている、これは自動的に送られてくるということですが、もともと区

としては、区市町村は求めることができるという規定がございますので、前提として区側から情報の送付を依頼させていただくものでして、事務的な話としましては、情報は自動的に来るところでございます。

2点目と3点目、順次お答えいたしますが、アウトリーチをどうするかというところですが、今回のこの取組は国民健康保険の加入促進になっておりまして、私どもとしては、本来、社保に入られる方が多いかと思うんですが、例えばその後、離職されたりとかで無保険になるような方に、きちんと国保にも加入していただくということになっておりますので、まずは加入の促進というところで考えてございます。ご質問にあった生活保護等のアウトリーチというところまでは、国保年金課として直接というのはあまり想定していないかと思えます。

3点目ですが、今回のこの仕組みでどういう方が国保に入るべきかというような情報は把握できますので、国保制度のご案内は今までも外国人の方にはしておりまして、基本的には同じようなご説明をさせていただくものと思っております。

委員 2番目の質問ですが、確かに国保年金課では加入を促進するということですがけれども、今後の事業として、ほかと連結して、先ほども言ったアウトリーチをするような、そういった体制というのは検討されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

区側 改めての御質問でございます。この情報をいただいたことで把握できた内容をアウトリーチとかで使うのは、ちょっと目的外利用になるかと思われまます。

区側 これは、あくまで国民健康保険の業務として情報のやり取りを諮問させていただいているものでして、技能実習生の生活だとか、生活困窮の相談をこのシステムによって何でもやるわけではございません。逆に、ここで得た情報を本人の意向に関係なく、役所の中で生活福祉課、生活保護に結びつけること自体が本条例違反になってしまいます。目的外利用になりますので、そこは誤解なきようお願いいたします。ただ、システムとは別に、やはり生活困窮されている方というのは、別に生活保護以外の様々な窓口、今、ありますので、そういった国民健康保険の加入促進のやり取りの中で聞き取った情報で、生活保護であるとか、生活支援だとか、職業支援など様々なサポート、そういったものがあれば区の制度に限らずご紹介をしていく、促していく。こういう働きはありますけれども、一方的に勝手に区が把握した情報でやるということではないので、その辺は制度上の限界も含めてご理解いただきたい。かといって、区は何もしないわけではありませので、そこはご理解いただければと思います。

委員 一般的な質問で、ちょっと教えていただきたいんですけども、これは特定技能1号、2号が契機になったということですがけれども、文章を読みますと、入国・離職した外国人材の情報の提供を受け、外国人材に対する加入を勧奨するということですがけれども、いずれも見ていたら、受入れ終了地点での提出ということで、入国というのがよく見えないんですけども。例えば、特定技能ではなくて、技能実習生で入ってきた方についての情報だとか、外国人材で、ビザの関係で、本当に会社に就職するために入った人だとか、観光ビザもくれるとは思いますが、どのような外国人材が入国したときに対象になるのかというところはお分かりになりますでしょうか。

区側 ご質問ありがとうございます。今回の仕組みの対象となる方というのは、あくまで特定技能1号、2号と言われる方でございます。特定技能1号、2号という辺りは、具体的な業務等の例もあるんですけども、ご質問に対する回答としては特定技能1号と2号の要件に当

てはまる方となります。

委員 ということは、新しくできた特定技能資格者についての入国情報だとか、離職情報だけが入ると。ほかの外国人材については関係ないという認識でよろしいのでしょうか。

区側 はい、ご質問のとおりでございます。

委員 ここにも書いてありますけれども、基本的に受入機関のほうでそれなりの書類が整わないと、多分、受入れが出入国管理局から下りないと思いますので、入国時に健康保険に加入していないということはあまり考えない。どちらかという、離職時に、それまであった情報が、抜けてしまうことによって国保に加入すべき人たちが加入できなかったと。それを、技能者のあれをしているという意味で設けられたと。すみません、分かりました。了解です。

区側 ご質問のとおりでございます。基本的には、恐らく社会保険に入られることが前提になってございまして、そこからお辞めになるような方とかが無保険になってしまうことがございますので、そちらを防ぐというところでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかの方は、いかがでしょうか。よろしいですか。

委員 先ほどのご説明でいうと、これは全国一律の国保事業としてやるというやり方で。したがって、国保連合会に委託して中央会に再委託するというこの流れは、全国一律のやり方という事で理解してよろしいんですか。

区側 ご質問いただきましたとおりでございます。

委員 そうしますと、国保連合会への委託契約の内容なんですけれども、国保中央会に再委託するということが、当然、委託内容に入っていると考えてよろしいですか。

区側 国のほうからは、国保中央会に全国の情報が行って、そこから都道府県ごとの国保連合会のほうにまた情報が振り分けられていくというような仕組みになっているようでございますので、その意味では、全体の契約の仕組みの中で連合会と区市町村が契約をして、またその連合会から中央会のほうに再委託をするということがもう制度としてなっていると、そういうような理解でございます。

委員 多分、制度はそうだと思うんですが、ただ、区とすると、どういう委託契約を国保連合会とするのかというと、当然、中央会と国の制度の中身まで含めた委託契約を国保連合会でしないと、ここの審議の中で、つまり、あくまでも区の委託契約の中身が妥当かどうかの審議ですので、諮問ですので、国保連合会はあれで、その先の中央会はまた別ですとなると、我々が判断する範囲が変わっちゃうと思うんです。

そもそも、このやり方をしているのは、国民健康保険法の第113条の3の中で、連合会というのは国保連合会しか委託先がないから、結局、国保連合会に委託して再委託するという仕組みを、便法としてそういうやり方をしていると思うんですけれども、これは仕方がな

	<p>いと思うんです。ただ、我々が審議するに当たって、国保連合会との委託の中身に国保中央会との中身まで全て網羅した形の委託契約の内容にしないと、ここで審議妥当と言えなくなってしまうと思うので、そこをちょっと確認したかったんですが。</p>
区側	<p>再度のご質問でございます。制度としましては、中央会に委託することを前提としたところで検討内容が進んでいるところでございまして、そちらについては、今後、国保連合会との間で契約をしていく中で、区としてはきちんと、再委託先である国保中央会のほうでも適切な内容となっているということは、国の仕組みではございますけれども、当然、確認して契約を結ばせていただくところでございます。</p>
委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)</p>
区側	<p>17名です。</p>
会長	<p>ということは、反対はゼロということですね。 一応、確認をお願いします。</p>
区側	<p>今、皆様、賛成のほうに挙手いただきました。反対0名ということで確認させていただきます。よろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)</p>
会長	<p>それでは、賛成17名、反対0名でございますので、本件諮問について承認ということにいたします。ありがとうございました。</p>

(3) オンライン資格確認等に関する業務の委託に伴う個人情報の取扱いについて

会長	<p>次に、諮問事項(3) オンライン資格確認等に関する業務の委託に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明) (約9分)</p>
会長	<p>ありがとうございました。 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。質問、回答とも、諮問内容について簡潔にお願いいたします。 どうぞ。</p>
委員	<p>マイナンバーと健康保険の結合なんですけれども、2018年12月に国税局からマイナンバーの情報が流出したりとか、雇用調整助成金の情報が流出したりとか、こういったことが近年、続いているわけでありまして、区としてはどういうふうにお考えか、お聞かせください。</p>

区側	御質問でございます。過去、流出があったという件でございますが、今回、私ども諮問させていただくオンライン資格確認等のシステムの業務委託関係についてでございますが、当然として、個人情報等が漏れることは決してあってはならないことという認識でございます。国が示している中での契約、業務委託等の流れに沿って締結するものでございますが、その中で、当然としてセキュリティ関係については適切に行われているものという認識の下に、さらに事務を今後、進めていく上でも、当然、そういったリスク等はないようにしていくというところでございます。
会長	どうぞ。
委員	被保険者側から見ると、こちらは健康保険証からマイナンバーカードに利用を移行するというイメージですけれども、この手続は被保険者自らが任意で行うものであって、今のところ、何か強制されたりするものではないのかということが1点と、今後はしばらく健康保険証とマイナンバーカードの利用が兼用されて、例えば最終的にはマイナンバーカードのみが健康保険証として利用されていくような動きがあるのか、それだけちょっとお伺いできればと思います。
区側	<p>2点、いただきました。</p> <p>まず、1点目のほうにつきましては任意でございます。実際は、マイナポータルというところで、マイナンバーカードを保険証として利用することについて、ご希望の方は手続きしていくことになってございますので、逆に希望されなければ保険証として使えないというところかと思えます。</p> <p>2点目の保険証が併用できるかというところですが、今のところ、紙の保険証を廃止するとか、そういったことはないので、紙の保険証は、国保については2年ごと出しておりますが、その事務は特に変わらずマイナンバーカードはあくまで保険証としても使えるということです。登録していればそれも使えますし、紙の保険証は保険証でそのまま使える、そのような状態になるかと思えます。</p>
委員	ありがとうございます。
会長	よろしいでしょうか。
委員	すみません、先ほどと同じ契約の委託先のところで、①②の業務につきましては先ほどと同じで、委託先と再委託先をしっかりと明示したほうがいいだろうと思えます。③につきましては、ちょっとこれよく分からないんですけれども、目黒区とそれから支払基金の関係はこれで委託関係に本当になるのかどうか。国の一律の制度なので、何か工夫があるんだろうと思うんですが、委任が2つも間に入って、支払基金と目黒区の関係が法的に何かよく分からないんですが、そこはどう整理されているのか。
区側	機関別符号取得等事務の契約の仕方のご質問でございます。こちらについては、国の仕組みが示されてございまして、国民健康保険中央会から社会保険診療報酬支払基金との間については委託契約をすると、そのようなことが示されてございます。区市町村からじかに支払基金と契約が可能であれば、それはそれで委託契約を直に締結することになると思うんですけれども、区から委任ということで、最終的に国保中央会と支払基金が契約をしますが、そ

	<p>これは目黒区に成り代わって契約をしていただくということになっています。業務の内容によって、委託という仕組みと、委任という仕組みで使い分けられてはいるんですが、こちらは国の仕組みとして整理されたものに基づいてございます。</p>
委員	<p>そうすると、目黒区との契約の相手方は、あくまでも委託契約で、連合会だけという位置づけになるんですか。そうすると、この審議会で審議する対象はどこにあるんですか。</p>
区側	<p>再度の御質問でございます。仕組みとしては、最終的な中央会と基金との間での委託契約も含めた、前提の上での契約となりますので、直接の部分は連合会と区との委任にはなると思うんですが、あくまで全体を含めた内容でのご審議をいただきたいところでございます。</p>
委員	<p>そうしますと、間接的な委託があるよということで理解して審議して、いわゆる区との大きな意味での委託ですよということで対象になるよと、そういう整理をしていけばいいということでしょうか。</p>
区側	<p>委員おっしゃっていただいたとおりの認識でございます。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。 では、採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)</p>
区側	<p>16名です。</p>
会長	<p>反対の方、挙手をお願いいたします。 (反対者挙手)</p>
区側	<p>1名です。</p>
会長	<p>賛成16名、反対1名ということでございますので、本件諮問については承認といたします。ありがとうございました。</p>

(4) 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査事業委託に伴う個人情報の取扱いについて

会長	<p>では、続けまして、諮問事項(4)新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査事業委託に伴う個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。</p>
区側	<p>(資料により説明)(約11分)</p>
会長	<p>ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。どうぞ。</p>

委員	<p>1点、確認ですけれども、7月以降、感染拡大の状況によって、PCR検査センターを順次、設置していくということですが、アのほうは医師会ということで特定されている委託先ですけれども、イは区内病院と。現在、まだ、どことは決まっているわけではないということだったんですが、委託先が区内病院だけだと漠然としていますので、今日の諮問で通った場合は、例えばその病院で立ち上げとなったら、改めてこの審議会にかけずに、そのままもう委託できると思うんですけれども、そういう認識でいいのか、確認でございます。</p>
区側	<p>区内病院というふうに書かせていただいておりますが、まず病院というのは病床数20以上の医療機関ですので、皆様がイメージするクリニックとか、小さい診療所等が入ってはいけません。区内には9病院ございますけれども、こちらに書かせていただきましたが新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている病院というふうに書かせていただいている、これで実はもう特定されてくるんですね。区内では5病院でございます。ここでは具体的なお名前は申し上げないことになってございますが、具体的に想定しておるこの5病院に事務的なお願い事はもうさせていただいております、こちらの審議会でご審議いただいて、答申が出れば、具体的なお話を進めていくという段階でございます。ただ、一遍に5つやるとかいうことではなくて、感染状況も見ながら、お話をしながら順々にというか、状況を見ながら立てていくというような状況でございます。</p>
会長	<p>ほかの方は、いかがでしょうか。では、まず先。</p>
委員	<p>資料4-18のところ、ファイル交換サービスに関して記載がありましたが、1の(2)の登録のお知らせですとか、登録先に接続というのは、ファイル交換サービスに付随しているアプリケーションの中で完結しているのか。例えば、あまりないと思うんですけれども、メールで登録のお知らせが来て、そのメールに書かれている登録先に接続するというような、何といいますか、メールのシステムのところに侵入されたらリスクがあるとか、そういうリスクはないのかどうか、ほかのアプリケーションとか使わなければいけないということはないのか、教えてください。</p>
区側	<p>こちらのシステムに関しましては、アプリケーションの中でお知らせ情報など完結しておりますので、その中でセキュリティを保ちながら動かしていくという仕組みでございます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
委員	<p>医師会へのPCRというよりも、最終的な結果を区が受け付けると、その結果をさらに東京都のほうに報告をすると思うんですけれども、その際の個人情報の取扱いはどういうふうになっているのか、ちょっとお尋ねします。よくテレビとかで、保育園で2人出ました、幼児も何人かかきましたというような報道なんかを見ていると、その方たちは自分たちの情報を公開することを、東京都に上げるということを認めている、その点の確認になるのかどうかも含めて、ちょっと教えていただければと思います。</p>
区側	<p>プレス発表する際には、どういった内容を公表させていただくかということに関しては、ご本人の同意を得るようにはしております。ただ、当然、名前とか、具体的なことは一切報</p>

道発表されませんので、年代、年齢層とか、そういった情報について、こういうことは東京都のほうで公表されますということの同意を得るような形にしております。

委員 そうすると、東京都に区が報告をするのは、ご本人の同意なく全ての個人情報が上がるという認識でいいのかどうか、ちょっと確認だけ、すみません。

区側 国のNESIDというシステムを通して報告されておりますので、それは当然、報告されます。ただ、プレス発表するものに関しては、名前とか具体的なものは公表しないということでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 どうぞ。

委員 すみません、ちょっと2点。

まず、1点目は、4月30日に連絡いただいて、今回、こういう形になると、これはもう仕方がないと思います。そこで、ちょっと事務局のほうにお願いしていたのは、審議会に諮問する際に、4月30日に先行してやるに当たって、審議会にかかりませんので、申し訳ないですけども、区の事務局のほうで、どこがやるかはあるんですけども、審議会と同じような視点でしっかりと個人情報のチェックについて大丈夫だと、一応、確認しましたということをした上で、今日、ご報告いただければと思ったんですが、そのところは、確認のほうはいかがでしたか。ちょっと一つお教えいただければと思います。

区側 再度のご質疑ですけども、今回、緊急事態宣言下ということで、感染症、拡大状況にあるということで、ちょっとこのようなイレギュラーな形を取らせていただきました。当然、審議を、審議会を通す前に実施しておりますので、その際に個人情報の取扱いであるとか、この業務の内容につきましては、所管のほうで安全性を確認した上で事業を開始したところでございます。

区側 今、ご指摘のように、所管任せではなくて、当然、広報課、それから企画サイドも関わって、これをすぐやらなければいけない、個人情報の保護を徹底しなければいけないという観点から、内部的には検討を進めております。その上で、この形なら大丈夫だという判断をしまして、委託を始めたということでございます。

委員 了解しました。ありがとうございました。

ちょっと1点、資料の確認をさせていただきたいんですが、資料4-17、業務イメージ図ということで、上のほうのイメージ図の左側「紹介元医療機関の判断のもと、別紙1を用いて、電話及びFAXにより紹介」というふうになっているんですが、別紙の資料4-2、5の(2)のアではその旨がなくて、区以外のところがやる場合は、全部ファイル交換サービスを使うような説明になっているんです。これは、どちらが正しいのか教えていただけますか。

区側 すみません、ちょっと御質問の確認ですけども、資料4-2の……。

委員	5の(2)のアで、個人情報を含む様式、別紙1は「区が認めるセキュリティ要件や安全性を満たすファイル交換サービス」と書いてあります。
区側	その下に、なお書きがありまして、区から区内病院へ……。
委員	区のほうはそうなっていて、こちらは資料4-17の下の方の表になるので整合性はあるんですが。
区側	分かりました。上の表と……。
委員	ええ。上の表の真ん中のところでは、電話、ファクスで紹介元診療機関から受託者のほうに行くようになっているので、ファイル交換サービスはかかりつけ医が使えないから、やはりこれしかないのかどうか、ちょっとこの辺のところの確認なんです。
区側	失礼いたしました。資料の記載に不統一がございました。かかりつけ医から病院への依頼はファクスが残ります。やはりそういったシステムにちょっと強くないお医者様もたくさんいらっしゃるの、そこは残るといって、申し訳ございません、そのようにご理解ください。
委員	分かりました。個人情報の取扱いについて、くれぐれも慎重に扱っていただくようにしていただければと思います。
会長	どうぞ。
委員	1点確認なんですけれども、区から紹介して、だから資料4-2ですかね。資料4-1のほうがいいのか。区に感染が疑われる方が御相談に来て、その方に対して、では区内病院で検査を受けてくださいと紹介する場合は、区内病院のほうではカルテなどは作らないということによろしいのでしょうか。要するに、資料4-3、(7)のところ「委託業務終了後、保存データは、消去させ、その内容を報告させる」とあるんですけれども、要はこれでいくと、もう検査を受けた記録が全て消されるものなのか、あるいは病院のほうでカルテみたいなものを作ってしまうのか。そこの部分、お聞かせください。
区側	まず、委託業務の内容というのは検査をするという内容だけなので、検査業務に関するデータについての管理をこのように書かせていただいております。それ以外に、医療上の情報については、医療法に基づく医師としての様々な決め事、例えばカルテを5年保存しなければならないとか、別途、個人情報に関する決め事がございますので、そちらはそのような決め事に沿ったものになるかと思えます。
会長	よろしいでしょうか。 それでは、採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
区側	17名です。

会長	反対の方はいらっしゃらないで、よろしいですね。 では、確認をお願いします。
区側	今、賛成に全員、手を挙げていただきましたので17名、反対については特段ないということで、0名で確認させていただきますが、よろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
会長	賛成17名、反対0名ということですので、本件諮問につきましては承認ということにいたします。ありがとうございます。

(5) 新型コロナウイルス感染症の帰国者フォローアップシステムの利用に係る個人情報の取扱いについて

会長	次に、諮問事項(5)新型コロナウイルス感染症の帰国者フォローアップシステムの利用に係る個人情報の取扱いについて、区から説明をお願いいたします。
区側	(資料により説明)(約5分)
会長	ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。
委員	LINEアプリのことですけれども、通常、LINEアプリ、あまりセキュリティがよくないというような話がありますけれども、この業務に当たっては、通常に使っているものとは別に、セキュリティが強化された別なものを利用してやるということではよろしいでしょうか。
区側	お答えいたします。厚生労働省から提供されている資料は審議資料に添付のもののみになります。LINE上で送受信される通信内容は第三者が参照できないよう保護する措置が図られているということでございます。
会長	よろしいですか。
委員	はい。
委員	すみません、1点、資料の確認させていただいていいですか。資料5-8、⑤-2ですが、ここだけ電話によるということでメールが消えてしまっているんですけども、メールは入らない、ここはあくまでも電話だけにしようということではよろしいのでしょうか。
区側	お答えいたします。申し訳ありません、ここには記載されておきませんが、電話のみならずメールも入ります。
会長	記載が漏れていたということですね。
区側	申し訳ありません。そのとおりでございます。

会長	<p>ということですので、資料5-8の⑤-2のところ「電話による」というところに「電子メールも含む」という訂正でございます。</p> <p>どうぞ。</p>
委員	<p>今回、帰国者フォローアップシステムということで、対象者は日本国籍者に限っているという理解でよろしいでしょうか。</p>
区側	<p>お答えいたします。日本国籍を持つ者のみならず、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、または定住所を有する外国人が再入国したとき等が含まれています。</p>
委員	<p>そういたしますと、みなしで再入国されてきた外国人の方は、このシステムには該当されないということだと思えるので、今、おっしゃった以外の外国人の方が入国されてもフォローアップシステムの対象外となると思うんですけれども、ということでもよろしいのでしょうか。</p>
区側	<p>現状においては、世界中のほとんどの国から入国拒否ということになっておりますので、入国できる方が、先ほどお示したぐらいの方しか入国できない状況だということでございます。</p>
委員	<p>例外で入国されている方もいらっしゃるんですけれども、その方に対してのフォローアップシステムは入らないということでもよろしいですね。</p>
区側	<p>万が一、それ以外の例外みたいなものがあつた場合も、このシステムの対象にはなるということでございます。</p>
委員	<p>なるということですね。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、採択に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
区側	<p>17名です。</p>
会長	<p>ということは、反対はゼロでよろしいですかね。</p> <p>一応、事務局のほうで確認をお願いします。</p>
区側	<p>ただいま賛成17名ということで確認をさせていただきました。反対者0名ということで確認をさせていただくということでもよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
会長	<p>それでは、賛成17名、反対0名ということでございますので、本件諮問については承認といたします。</p>

(6) 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER－SYS）の導入に伴う電子計算組織の外部結合について

会長	続きまして、諮問事項（6）新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER－SYS）の導入に伴う電子計算組織の外部結合について、区から説明をお願いいたします。
区側	（資料により説明）（約8分）
会長	質疑応答に入る前に、定刻になりましたので、16時までということでご予定を立てていらっしゃる方は退室されて結構です。ここまで来ましたので、できればもう少しだけ続けさせていただいて、報告事項まで早急に終わらせたいと思いますが、よろしいですか。 （「はい」の声あり）
会長	ありがとうございます。 では、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。質問、回答とも、諮問内容について簡潔にお願いいたします。 （「なし」の声あり）
会長	よろしゅうございますか。 それでは、採決に移ります。賛成の方、挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
区側	17名です。
会長	ということは、反対はゼロということですね。 一応、確認をお願いします。
区側	ただいま賛成17名ということで挙手をいただきました。反対の方は0名ということで確認をさせていただいてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
会長	それでは、賛成17名、反対0名でございましたので、本件諮問については承認とさせていただきます。 以上で、諮問事項の審議は終了いたします。

4 報告事項

(1) 令和元年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

会長	続いて、次第4、報告事項に移ります。 報告事項（1）令和元年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について、区から報告をお願いいたします。
----	--

区側	(資料により説明) (約1分)
会長	ありがとうございます。 報告書をご覧になって、何かお気づきの点がありましたら、事務局のほうまでご意見等をお願いいたします。

(2) 個人情報記録されたUSBメモリの紛失について

会長	続きまして、報告事項(2)個人情報記録されたUSBメモリの紛失について、区から報告をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約3分)
会長	ありがとうございます。 時期的にも、新型コロナウイルスで病院がばたばたしているのと、連休にかかったので、このようにちょっと後手後手に回ったところもあるのかなというところではあります。区の職員がやったわけではないですけれども、区の委託を受けた事業先での紛失ということですので、病院を信頼しているわけではないですけれども、今後、こういうことがないように、お互いに管理手順を徹底させるように、よろしくをお願いいたします。 以上をもちまして、本日、予定していた議事は終了いたしました。

5 その他

会長	事務局から、連絡事項などありましたら、お願いいたします。
区側	<p>それでは、今後の審議会の開催方法につきましてご相談がございました。</p> <p>審議会につきましては、例年、年間5回から6回程度の開催を予定しております。今年度、1回目の審議会につきましては、諮問事項の特別定額給付金事業に伴う外部委託等に係る個人情報の取扱いについて、給付金の支給事務を急いで開始するために、審議会の意見の聴取を速やかに行う必要があるということで、会長とご相談の上、書面での開催といたしました。</p> <p>また、本日、諮問いたしました目黒区医師会へのPCR検査委託につきましては、区民の生命、健康に対する危険を避けるために、一刻も早く、1件でも多くPCR検査を実施する必要があるということで、会長とご相談の上、諮問前ではありますが、事業を実施して、審議会には本日、改めて諮問させていただいたところがございます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の現在の流行状況を見ますと、今後も同様の対応が必要な場合が想定されております。例えば、特別定額給付金のように事業を早期に実施する必要があるとあって会議の開催が間に合わない場合であるとか、また、緊急事態宣言中のように、委員の皆様にお集まりいただいて、会議を開催することが困難な場合が今後もあるかと思っておりますけれども、そうした場合には、会長に事前にご相談させていただいた上で、書面での開催とさせていただきます。</p> <p>また、区民の生命、健康に対する危険を避けるために、緊急に事業実施が必要な事項につきましても、会長にご相談させていただき、委員の皆様には事前に情報提供させていただいた上で、諮問前ではありますが、事業を実施することといたしまして、後日、改めて会議の開催、または書面によりましてご審議いただくこととさせていただきます。</p>

会長	<p>ありがとうございます。 ただいまから事務局からお話ししていただいた件について、何かございますでしょうか。 よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>そのとおりだと思うので、先ほどちょっと言いましたように、どうしてもこちらにかけないでやらざるを得ない場合は、審議会と同じ目線で、事務局、それから所管課はしっかりと個人情報の取扱い等をチェックして、事業に入っていただければと思います。よろしく願いします。</p>
会長	<p>それでは、ほかにごございますでしょうか。</p>
区側	<p>では、最後に、今後の審議会の予定をお伝えいたします。 現時点で、今年度はあと3回、予定しております。まず、10月5日の月曜日、こちらの予備日としまして10月12日の月曜日を設定しております。次に、12月7日の月曜日、こちらの予備日といたしまして12月14日の月曜日を設定しております。あと、2月8日の月曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。 また、今年度は委員の改選がございます。新たな任期は11月1日からとなっております。 本日の会議録につきましては、後日、事務局でまとめたものを案としまして、出席者の方にお送りいたします。届きましたら、内容の確認をお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の審議会を終了といたします。これにて散会いたします。ありがとうございました。</p>

以 上